

発議第 1 号

令和 4 年 6 月 7 日

高根沢町議会議長 佐藤晴彦 様

提出者 議会運営委員長 野中昭一

高根沢町議会新庁舎整備検討特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり高根沢町議会会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

(発議第1号)

## 高根沢町議会新庁舎整備検討特別委員会 設置に関する決議

次のとおり高根沢町議会新庁舎整備検討特別委員会を設置するものとする。

### 記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称   | 高根沢町議会新庁舎整備検討特別委員会                      |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び高根沢町議会委員会条例第5条              |
| 3 | 目 的   | 町新庁舎の整備に対する調査研究及び提言                     |
| 4 | 委員の定数 | 6人                                      |
| 5 | 設置の期間 | 調査・研究及び提言が終了するまで<br>なお、閉会中も継続審査することができる |

### 提案理由

議会として新庁舎整備に必要と思われる内容を調査・研究し、町が定める「新庁舎整備基本構想」と「新庁舎整備基本計画」に対し提言を行うため設置するものです。